公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第５条の規定により、長岡都市計画都市再開発の方針の決定の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和８年11月20日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　　花　角　　英　世

１　中止となる公聴会の日時

令和８年11月27日（金）　午後６時30分から

２　中止となる公聴会の開催場所

ミライエ長岡　スタジオＡ・Ｂ

（新潟県長岡市大手通２丁目３番地10）